

一般社団法人太田労働基準協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人太田労働基準協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係諸法令の普及啓発、労務管理の改善、労働災害の防止及び健康の保持増進等のための活動を推進することによって、労働者の福祉の増進を図り、併せて労働生産性の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 労務管理、産業安全、労働衛生等に関する説明会、研修会、講演会及び表彰式等の開催に関すること。
- (2) 労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育及びその他の講習の実施に関すること。
- (3) 広報紙の発行、ホームページによる情報の提供及び資料の配布等に関すること。
- (4) 労務管理、産業安全、労働衛生に関する図書及び用品等の斡旋並びに販売に関すること。
- (5) 労務管理、産業安全及び労働衛生に関する相談助言に関すること。
- (6) 会員間の連絡提携に関すること。
- (7) 関係官庁及び関係諸団体との連絡提携に関すること。
- (8) 講習室等の貸出しに関すること。
- (9) その他、本法人の目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

(入会資格)

第5条 この法人の会員は、太田市及びその周辺地域に事業所又は事務所を有する個人又は法人で、この法人の目的に賛同して入会した者とする。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会手続)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し又は会員である法人が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会費を2年以上滞納したとき。

(退会手続)

第8条 会員が退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て、会長が除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷付け、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(会費)

第10条 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の搬出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の設定)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以下
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち1名は会員以外から選任することができる。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、この法人を代表し、業務の執行を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位により会長の職務（代表権の行使を除く）を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 5 監事は、第32条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で辞任した役員の補充を行う場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、第12条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬及び役員退職金)

第17条 常勤役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、別に定める規程に基づき役員報酬及び役員退職金を支給する。非常勤役員に対しては、これらを支給しない。

(顧問)

第18条 この法人は顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項について、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問には報酬を支給しない。

第4章 会 議

第1節 総 則

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

3 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第2節 総 会

(総会の招集)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

3 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長又は理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員の10分の1以上から、会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき。

5 総会の招集は、少なくとも会日の二週間前までに会員に対し会議の目的たる事項、日及び場所について、書面をもって通知しなければならない。

(総会の決議事項)

第22条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の事業報告及び収支決算の承認
- (3) 毎事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 会費の変更
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(総会の定足数、決議及び議長)

第23条 総会は、すべての会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 総会の決議は、この定款に定める場合を除き、出席者の過半数をもって行う。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(特別決議)

第24条 次の事項は、前条第2項の規定にかかわらず、すべての会員の3分の2以上の同意がなければ決議できない。

なお、第1号、第2号については、その会員、役員に対し、総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 第9条の規定による会員の除名
- (2) 第16条の規定による役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(表決の委任)

第25条 総会に出席できない会員は、あらかじめ書面をもって他の会員を代理人と定め、表決を委任することができる。

2 前項の場合における、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員数
- (3) 会議出席者数(委任状による出席者を含む)
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 出席した理事及び監事の氏名
- (6) その他法定の事項

- 2 議事録には、出席した会長、監事及び議事録作成者が署名（又は記名押印）しなければならない。
- 3 議事録及び委任状等決議に関する書面は10年間事務所に備え置かなければならない。

第3節 理事会

（理事会の招集）

第27条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、会長以外の理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったときは開催しなければならない。

- 2 理事会の招集は、理事及び監事に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき、少なくとも会日の一週間前までに書面をもって通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（理事会の職務等）

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 会長及び専務理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選任並びに解任

2 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（理事会の決議事項）

第29条 この定款で定めるもののほか、次の事項は理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 総会の決議に基づき委任された事項
- (3) その他この法人の業務執行に関する事項

（理事会の定足数、決議及び議長）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りではない。
- 3 理事、監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第28条第2項に規定する報告については、適用しない。
- 5 理事会の議長は、会長が当たる。ただし、会長に事故があったとき等出席できないときは、理事会があらかじめ定めた順位により、副会長がこれに当たる。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した理事及び監事の氏名
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) その他法定の事項

2 議事録には出席した会長、監事及び議事録作成者が署名（又は記名押印）しなければならない。ただし、会長を選任する理事会については、出席した理事、監事及び議事録作成者が署名（又は記名押印）しなければならない。

3 議事録は10年間事務所に備え置かなければならない。
(監事の職務等)

第32条 監事は理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成しなければならない。

2 監事は理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

3 監事は必要があると認めるときは、理事会の開催を請求することができる。監事は法人法第101条第3項に定める事由がある場合には自ら理事会を招集することができる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じた収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の決議に基づいて会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第35条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が次の書類を作成し、理事会の承認を経て総会に報告しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(事業報告及び収支決算)

第38条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書及び附属明細書
- (2) 収支決算書及び附属明細書
- (3) 貸借対照表及び附属明細書
- (4) 正味財産増減計算書及び附属明細書
- (5) 財産目録

(剰余金の処分)

第39条 この法人の毎事業年度の決算により剰余金を生じたときは、総会の決議を経て翌年度に繰り越すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、剰余金の一部を減価償却引当預金及び大規模修繕準備積立預金として積み立てることができる。これらの預金は理事会の承認がなければ取り崩すことができない。
- 3 この法人は剰余金及び残余財産を会員に分配することはできない。

第6章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長がこれを行う。
- 4 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事会の決議を経て会長がこれを定める。

(書類・帳簿等の備置き)

第41条 事務所には、この定款で定めるもののほか、次の書類、帳簿等を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 許可、認可及び登記に関する書類
 - (5) 第38条の書類
 - (6) 収入及び支出に関する帳簿並びにこれらの証拠書類
 - (7) 監査報告書
- 2 前項第5号の書類は10年間、第6号及び第7号の書類は5年間備え置くものとする。

第7章 法人の解散

(解散及び残余財産の処分)

第42条 この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人の解散の時に存する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体へ寄附するものとする。

(清算人)

第43条 この法人が解散したときは、理事を清算人とし、会長を代表清算人とする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は電子公告とする。

第9章 雑 則

(委任)

第45条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は吉川彰充、同じく副会長は柳田堅氏、近藤勝、小林啓介、飯塚慎一、同じく専務理事は太田勝男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改 正

平成29年5月25日から改正施行する。

令和2年5月28日から改正施行する。